

避難情報が一部変更になりました
「警戒レベル4」避難指示で必ず避難

警戒レベルに応じた避難情報が変更となりました。これまでの「避難勧告」は廃止となり、下記のとおり変更しています。

※1 市が災害の状況を確実に把握できるものではないなどの理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。
 ※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることとなります。
 ※3 警戒レベル3は、高齢者以外の人でも普段の行動を見合わせ始めたり、危険を感じたら、自主的に避難するタイミングです。



市ホームページはこちら

警戒レベル	状況	皆さんがとるべき行動	新たな避難情報	これまでの避難情報
5	すでに災害が発生	安全確保	緊急安全確保※1	災害発生情報
【警戒レベル4までに必ず避難】				
4	災害のおそれ高い	全員避難	避難指示※2 (市が発令)	避難勧告・避難指示(緊急) (市が発令)
3	災害のおそれ	高齢者らは避難	高齢者等避難※3 (市が発令)	避難準備・高齢者等避難開始 (市が発令)
2	気象状況悪化	避難行動の確認	大雨・洪水注意報など (気象庁が発表)	大雨・洪水注意報 (気象庁が発表)
1	気象状況悪化のおそれ	災害への心構え	早期注意情報 (気象庁が発表)	早期注意情報 (気象庁が発表)

☎ 総務課 危機管理室 ☎ 30-0299

身体障害者手帳の相談や補装具の修理などの判定
身体障害者巡回相談（肢体）

医師・補装具製作者および専門職員が、身体障害者の方の相談に応じます。ご希望の方は、実施日の1週間前までにご連絡ください。

- ▶日時 7月5日(月)
 - ▶受付 9時30分～11時30分
 - ▶診察 10時～12時
 - ▶場所 大館市立中央公民館（大館市字桜町南45番地1）
 - ▶内容 身体障害者手帳の相談、補装具の医学的判定および医療相談
- ※認め印、身体障害者手帳（既にお持ちの方のみ）をご持参ください。
 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、体面に不安のある方は来場の自粛をお願いします。また、来場にあたってはマスクの着用をお願いします。

☎ 福祉総務課 地域福祉班 ☎ 30-0238

転作作物の栽培を支援します
「経営所得安定対策」申請の受付開始

水田に各種対象作物を販売する目的で作付する方に対し、国が支援する「経営所得安定対策」の申請受付を開始します。

- ▶主な交付金対象項目
 - ①水田活用の直接支払交付金（対象作物の販売に対する助成）
 - ②畑作物の直接支払交付金（※対象作物の出荷数量に対する助成）
 - ③収入減少影響緩和交付金（※米の価格下落に対する補償制度）
- ※交付対象者は認定農業者や集落営農組織、農業法人などの担い手に限定されています。
 ▶申請方法 事前に申請届出があった方には、鹿角地域農業再生協議会より申請書を送付します。新規申請をご希望の方は、農業振興課ブランド作物推進班までご連絡ください。
 ▶受付期間 6月7日(月)～6月21日(月)

☎ 農業振興課 ブランド作物推進班 ☎ 30-0243

あなたの発想で鹿角をより豊かに
令和3年度鹿角市職員採用試験
鹿角市の職員を募集します。事務職（初級）は来月号で募集します。

▶募集職種・受験資格

種別	受験資格
行政事務（上級）	平成3年4月2日以降に生まれた方で、4年制大学を卒業または令和3年度末までに卒業見込みの方
土木技師	昭和56年4月2日以降に生まれた方で、次のいずれかの要件を満たす方 ①大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、職業訓練校などの土木専門課程を卒業した方または令和3年度末までに卒業見込みの方 ②2級土木施工管理技士以上の資格を有する方
建築技師	昭和56年4月2日以降に生まれた方で、次のいずれかの要件を満たす方 ①大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、職業訓練校などの建築専門課程を卒業した方または令和3年度末までに卒業見込みの方 ②2級建築士以上の資格を有する方
保健師	平成3年4月2日以降に生まれた方で、保健師資格を有する方または令和3年度末までに取得見込みの方

- ▶試験方法
- 第1次試験：教養試験（テストセンター）
- 第2次試験：性格適性検査（Web方式）、小論文、個人面接
- ▶試験スケジュール
- 第1次試験：7月1日(日)～29日(金)
- 第2次試験：8月下旬
- ▶申込方法 市役所総務課または総合案内、文化の杜交流館コモッセ、各支所に備え付けの試験案内または市ホームページによりご確認ください。
- ▶申込締切 6月30日(日)
- ▶合格発表
- 第1次試験：8月上旬
- 第2次試験：9月上旬

☎ 総務課 職員班 ☎ 30-0206

土曜日と日曜日に申請できます
休日のマイナンバーカード申請受付

休日にマイナンバーカードの交付申請を受け付けます。また、申請に必要な顔写真の撮影なども行います。

- ▶日にち ①6月19日(土)、②20日(日)
 - ▶時間 9時～12時
 - ▶場所 ①花輪市民センター 講堂（コモッセ内）
 ②十和田市民センター 談話室
 - ▶必要書類 本人確認書類2点（運転免許証と健康保険証など）
- ※QRコード付マイナンバーカード交付申請書、通知カード、住民基本台帳カードをお持ちの場合は、ご持参ください。
 ※15歳未満の方は本人確認書類（本人および保護者）をご持参の上、保護者同伴でお願いします。
 ※マイナンバーカードは、申請の約1～2カ月後に本人限定受取郵便または市民課窓口で受け取れます。

☎ 市民課 戸籍年金班 ☎ 30-0212

届け出が必要です
児童手当の「現況届」

児童手当の支給日は、6月10日(日)です。令和3年2月分から5月分が支給となります。また、6月1日を基準として、児童などの現況を確認するために、「現況届」の受け付けを行います。対象者には、「児童手当・特例給付現況届の提出について」をお送りしますので、詳しくはそちらをご確認ください。

- ※6月30日(日)までに現況届が提出されない場合、以降の児童手当を受給できなくなることがあります。
- ▶対象者 中学校修了前までの児童を養育されている方
- ▶新たに手続きが必要な場合
- ・お子さんが産まれたとき（増額改定の手続き）
- ・公務員になったとき、または児童を養育しなくなったとき（資格喪失の手続き）

☎ すこやか子育て課 こども家庭応援班 ☎ 30-0235